

農業委員会法第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和8年度世田谷区農業委員会活動指針

令和8年3月24日

世田谷区農業委員会

地域農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたつて標記指針を定め、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用の促進とそれを通じた遊休農地の発生防止活動をより一層推進し、農業委員会活動を向上させていくことが求められている。

一方、世田谷区は平成31年に「世田谷区農業振興計画」を策定し、都市農地の保全と区内農業者の支援のため、具体的な検討を進めている。

また、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行され、区では平成31年4月から特定生産緑地指定の申請受付を開始し、農業委員会も手続きに関する説明や農地の見回り等に注力している。さらに、平成30年9月に施行された都市農地貸借円滑化法に基づく生産緑地の貸借が区内でも成立している。加えて、底面の一部をコンクリート等とした農業用施設については農業委員会への届出により農地とみなされるなど、農地法の一部が改正されている。

これら新たな計画及び諸制度は、今後の農業の行方を大きく左右するものであり、農地法事務を扱う農業委員会においては、農地の見回りや区内農業者への制度説明など大きな社会的役割を担っている。

このような情勢を受けて、令和8年度の農業委員会活動については、「行動する農業委員の活動」を推進するとともに、特定生産緑地の指定促進、生産緑地の貸借の活性化、遊休農地の発生防止及び農地制度の周知に積極的に取り組んでいくこととする。

2 活動計画等

(1) 会議の開催

農業委員会等に関する法律第6条に定める所掌事項を迅速に処理するため、毎月総会を開催する。

(2) 農地の保全・管理

農地の利用状況を日常的に把握するとともに、9～10月を農地管理推進月間として設定し、生産緑地地区に指定された農地、特に相続税納税猶予制度適用農地の重点的なパトロールに取り組み、制度の趣旨を損なうことのないよう適正な管理を指導する。

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

農地パトロール等を通し、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年8月)	72.13ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和10年8月)	72.13ha	0ha	0%
5年後の目標 (令和12年8月)	72.13ha	0ha	0%

(4) 地域農業の確立

世田谷から新しい時代の都市農業の形を導くべく、東京農業をリードした形を確立し、世田谷区農産物のイメージアップと消費拡大等を目指した取り組みを区とともに進める。

(5) 持続可能な未来に向けた、農業ある地域づくりの推進

農作業体験や野菜・果物の収穫体験、農産物品評会、農業祭、花展览会等に協力して、農業の多様な役割や魅力を消費者である区民に伝え、持続可能な未来に向けて区民とともに、自然と社会のつながりを認識し、人と人、人と自然が支えあう地域づくりを、都市農業を通じて積極的に推進する。

(6) 農業団体との協力

農業者の地位を高めるとともに農業振興を図るなどの農業委員会活動の推進のため、JA等農業団体との協力関係を進める。

(7) 農地情報の整備

8月1日付農家基本調査を実施し、農家・農地情報を農家基本台帳に反映させ農業者が必要とする各種証明発行時の基礎資料等に活用する。生産緑地地区情報については、都市計画課とデータを共有し、適切な情報管理に努める。

(8) 認定・認証農業者制度の推進と支援

国の制度である認定農業者と区独自の制度である認証農業者を今後の区内の農業振興における牽引役と位置づけ、積極的に支援していく。

(9) 農地法や新たな農地制度等の周知

農地法に関する手続及び特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法等、新たな農地制度について、農家への周知、啓発に努める。

(10) 農地保全の取り組み

都内他自治体、他農業委員会及び他関係行政機関との連携を強化し、農地保全に向け一層取り組む。

以上